

公費負担の限度額

1 選挙運動用自動車の使用

区分		公費負担の対象	上限単価等	限度額
一般運送契約 (ハイヤー方式)		選挙運動用自動車として 使用された各日の料金の 合計額（同一の日につい ては1台に限る。）	各日あたり 64,500円	322,500円 (64,500円×5日)
一般 運 送 契 約 以 外 の 契 約	1 自動車借り契約 (レンタカー方式)	選挙運動用自動車として 使用された各日の料金の 合計金額（同一の日につい ては1台に限る。）	各日あたり 16,100円	80,500円 (16,100円×5日)
	2 燃料供給の契約	選挙運動用自動車に供給 した燃料の代金（代替車 を含む。）	選挙運動 1日あたり 7,700円	38,500円 (7,700円×5日)
	3 運転手雇用の契約	選挙運動用自動車の運転 業務に従事した各日につい て支払う報酬の合計金 額（同一の日については1 人に限る。）	各日あたり 12,500円	62,500円 (12,500円×5日)

※1 無投票の場合は、告示日1日分を対象とします。

2 選挙運動用ビラの作成

選挙種別	上限枚数（A）	上限単価（B）	限度額（A×B）
町長選挙	5,000枚	8円38銭	41,900円
町議会議員選挙	1,600枚	8円38銭	13,408円

3 選挙運動用ポスターの作成

上限枚数（A）	上限単価（B）	限度額（A×B）
300枚 (掲示場数×1.2)	790円 (586円88銭×掲示場数+50,000円) ÷掲示場数	237,000円 (790円×掲示場数)

※1 ポスターの掲示場数は、選挙管理委員会が選挙の都度、決定します。

※2 上記は、ポスター掲示場が247箇所の場合です。